Q.6 ムラタ健保から受け取れる給付金って何があるの？どれくらいで支給されるの？

A.6

01 高額療養費・付加給付金 申請不要

医療機関受診月から3か月以降の給与で支給します。
健保で自動処理するため申請不要です。

02 出産育児一時金 申請不要 申請要

被保険者または被扶養者が出産したとき1人50万円※支給します。
「直接支払制度」ご利用の場合、健保が産院に出産費用を支払い、50万円※との差額分があれば出産月から3～4か月後の給与で自動支給します。（申請不要です）
「直接支払制度」を利用されない場合、支給申請をしていただく必要があります。申請から1～2か月後の給与で支給します。

※妊娠22週未満または「産科医療補償制度」に未加入の医療機関等で出産の場合、支給額は48.8万円

その他にも

03 療養費 申請要

保険証を提示せず病院にかかったときや治療用装具（コルセット等）を作った時など、申請から1～2か月後の給与で支給します。

04 出産手当金 申請要

被保険者が出産したとき、申請から3～4か月後の給与で支給します。

05 傷病手当金 申請要

被保険者が傷病で休んだとき、申請から1～2か月後の月末に給与口座に振り込みます。（振込口座は変更できません）

などがあります

- **支給内容は、給与明細の「健保付加金」欄をご確認ください。**
- **各種申請書は健保HPよりダウンロードお願いします。**

Q.7 マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになったけど、どれだけ便利になったの？

A.7

01 医療費の支払いがちょっとだけお得に

従来の保険証を使用した場合に対して初診時12円/再診時6円お得になります（3割負担の場合）

02 高額な医療費が発生する場合、健保への申請が不要に

高額な医療費が発生する場合でも、健保に**限度額適用認定証**の申請手続きをする必要がなくなります（病院はマイナ保険証を通して医療費の自己負担上限額が把握できます。病院にご相談ください。）

限度額適用認定証	被保険者の収入額により医療費の自己負担額には上限が定められており、入院時など高額な医療費を支払う場合に限度額適用認定証を窓口に提示すれば支払額を自己負担上限までに抑えることができます。

03 保険証としてずっと使える

就職や転職しても保険証の切り替えを待たずに使用できます

04 確定申告（医療費控除）の手続きが便利に

マイナポータルから医療費控除のデータを取得し、e-Taxでの電子申告に使用できます

05 より良い医療を受けることができる

医療機関を受診した際にお薬の情報の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます